品川区青少年健全育成者 (スポーツ) 感謝状贈呈要綱

平成21年12月1日決定要綱第425号 改正平成27年4月1日決定要綱第233号

(目的)

第1条 この要綱は、長年にわたり地域社会において、スポーツを通じ青少年の健全育成に貢献した 指導者に対して感謝の意を表わし、その功労に報いることを目的とする。

(対象)

- 第2条 対象者は、次の各号の一に該当する者とする。ただし、指導者としてふさわしくない非行を 行った者等、感謝の意を表すに不適当と認められる者は除く。
 - (1) 青少年のスポーツクラブの指導に努めた者
 - (2) 青少年のスポーツの連盟または協会の発展に尽力した者
 - (3) 青少年のスポーツ振興および発展に寄与した者
 - (4) その他スポーツを通じ青少年の健全育成に貢献した者
- 2 前項の各号の一に該当し、感謝状を贈呈された者については、同項の他の号の規定による 対象者とはしない。

(感謝の方法)

第3条 感謝の方法は、感謝状と記念品を贈呈して行う。

(感謝状の種類)

- 第4条 感謝状の種類は、次のとおりとする。
 - (1) 普通感謝状
 - (2) 特別感謝状

(感謝の時期)

第5条 感謝状の贈呈は毎年2月に行う。ただし、区長が必要と認めた場合にはこの限りではない。 (その他)

第6条 この要綱の実施について必要な事項は、別に文化スポーツ振興部長が定める。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。